

議案第 8 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 17 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 11 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の2に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。